

三井ダイレクト損保のバイク保険（総合バイク保険）重要事項説明書

この書面は三井ダイレクト損保の「総合バイク保険」についての重要なことから記載したものです。

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「<< 1 >>契約概要」に、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を「<< 2 >>注意喚起情報」に、また、これら以外の重要な事項を「<< 3 >>その他の事項」にそれぞれ記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については**普通保険約款・特約**をご参照ください。ご不明な点については、当社お客様センターまでお問い合わせください。

ご契約者と**記名被保険者**が異なる場合は、この書面に記載の内容について、**記名被保険者**の方にも必ずご説明ください。

目次

- << 1 >>契約概要 …P. 2 商品の仕組みや引受条件など、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- << 2 >>注意喚起情報 …P. 5 保険金をお支払いできない主な場合など、ご契約者にとって不利益になる事項などを記載しています。
- << 3 >>その他の事項 …P. 7 お支払いする保険金やその額など、その他のご確認いただきたい事項を記載しています。

アイコンのご説明

Check!

ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項となりますので、内容を十分ご確認ください。

重複

補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償の一部重複が生じることがあります。詳細は7ページ（<< 3 >>その他の事項【8】補償の重複について）をご参照ください。

保険用語のご説明

この重要事項説明書で使用しております用語についてご説明いたします。なお、この「保険用語のご説明」に記載している内容は、保険用語についての一般的な説明です。実際の**保険金**等のお支払いの条件は**普通保険約款**および**特約**の規定に基づきますのでご注意ください。

用語	ご説明
あ 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
逸失利益	事故がなければ得られたはずの将来（死亡後または症状固定後）の利益をいいます。
か 解約日	保険期間 の途中で保険契約が解約された日をいいます。
家族	「 記名被保険者の配偶者 」「 記名被保険者 またはその 配偶者 の同居の 親族 」「 記名被保険者 またはその 配偶者 の別居の 未婚の子 」をいいます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。（例）ガソリン、灯油、軽油、重油
記名被保険者	ご契約のバイク を主に運転される方で、保険証券記載（※）の 被保険者 をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下（原動機の総排気量が50cc超125cc以下の側車付二輪自動車は除きます。）または定格出力が1.00キロワット以下のものをいい、その他のものは原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
後遺障害	治療 の効果が医学上期待できない状態であって、 被保険者 の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、 被保険者 が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる 医学的他覚所見 のないものを除きます。
ご契約のバイク	保険契約により保険の対象となるバイク（被保険自動車）のことをいい、保険証券に明記（※）されます。
さ 始期日	保険期間 の初日をいいます。
事故有係数適用期間	ノンフリート等級制度における等級別の「無事故」／「事故有」の割増引率のうち「事故有」の割増引率を適用する期間（ 始期日 時点における残り年数）（注）のことをいいます。（注） 事故有係数適用期間 が0年のときは、「無事故」の割増引率を適用します。
所有権留保条項付売買契約	バイク販売店等が顧客にバイクを販売する際に、バイク販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売されたバイクの所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだバイクの売買契約をいいます。
親族	配偶者 、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（自賠責保険）または責任共済（自賠責共済）をいいます。
前契約	新契約の 始期日 から過去13ヶ月以内に 記名被保険者 、 記名被保険者の配偶者 、 記名被保険者 または 記名被保険者の配偶者 と同居の 親族 の方が契約していた、 記名被保険者 またはバイクを同一（注）とする自動車（バイク）保険の契約で、また、どのバイクにも ノンフリート等級 を引き継いでいない契約をいいます。（注） 記名被保険者 については、所定の変更がある場合も含まれます。また、バイクについては、同一の 用途・車種 内の変更となる場合を含みます。
た 治療	医師による治療をいいます。ただし、 被保険者 が医師である場合は、 被保険者 以外の医師による治療をいいます。
通院	治療 が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、 治療 を受けることをいいます。
特約	オプションとなる補償内容など 普通保険約款 に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
な 入院	治療 が必要な場合において、自宅等での 治療 が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において 治療 に専念することをいいます。
ノンフリート契約	所有・使用するバイク・お車のうち、自動車（バイク）保険をご契約されているバイク・お車の合計台数が9台以下の 保険契約者 が締結するご契約をいいます。
ノンフリート等級	ノンフリート契約者の方に適用する保険料割増引制度で、1等級から20等級までの等級区分に分かれています。ノンフリート等級は、他の損害保険会社やJA共済等からも引き継ぐことができます。
は 配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁）を含みます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載（※）の 保険期間 をいいます。
保険金	普通保険約款 および 普通保険約款 にセットされる 特約 により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき 保険金 の限度額であって、保険証券記載（※）の 保険金額 をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、 保険料 の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者 が 保険契約 に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ま 満期日	保険期間 の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
申込書類等	当社Webサイトの契約画面または申込書兼確認書、継続のご案内もしくは継続見積書をいいます。
や 用途・車種	車両番号標等に基づき定めた二輪自動車または 原動機付自転車 等の区分をいいます。

（※）eサービス（証券不発行）特約がセットされている場合は、ご契約の内容について表示したお客様専用ホームページの画面に表示されます。

緑色の文字の用語については、**保険用語のご説明**をご参照ください。

「1」契約概要

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

「1」商品の仕組みおよび引受条件等

この保険は「総合バイク保険」普通保険約款および特約に基づいています。

1. 商品の仕組み

三井ダイレクト損保のバイク保険は「相手方への補償」、「ご自身の補償」により構成されています。「相手方への補償」に、お客様のニーズに合わせて必要な補償を組み合わせることでお選びいただくことができます。なお、これら主な補償種類とは別に、任意でセットできる特約をご用意しております。

2. 補償内容（保険金をお支払いする主な場合）

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。詳細については普通保険約款・特約でご確認ください。

■相手方への補償

対人賠償保険 ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、歩行者や他の車・バイクに搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合には、被害者の方1名ごとに自賠償保険等の補償額を超える部分に対し、保険金をお支払いします。
対物賠償保険 ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、他人の車やバイク・建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合には、保険金をお支払いします。

■ご自身の補償

重複 バイクまたは自動車の事故により、記名被保険者またはそのご家族の方、ご契約のバイクに搭乗中の方が死傷した場合に、その実際の損害額に対して保険金をお支払いします。

ご契約タイプ	事故の種類		
	ご契約のバイクに搭乗中の事故	他人のバイク（注1）、バス、タクシーに搭乗中の事故（注2）	歩行中等の自動車事故（注3）
一般タイプ	○	○	○
搭乗中のみタイプ	○	×	×

（注1）「他人のバイク」とは、記名被保険者またはそのご家族の方が所有または常時使用するバイク以外の「二輪自動車」または「原動機付自転車」のうち、ご契約のバイクと同一の用途・車種をいいます。他方の用途・車種は補償の対象となりませんのでご注意ください。また、被保険者の使用者の所有するバイクをその使用者の業務のために運転する場合は対象外となりますのでご注意ください。
（注2）バス、タクシーを運転中の事故は除きます。
（注3）「歩行中等の自動車事故」とはバイクまたは自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象となります。

搭乗者傷害保険（注） バイクの事故により、ご契約のバイクに搭乗中の方が死傷した場合に、定額で保険金をお支払いします。

無保険車傷害特約 ※自動セット 無保険車と衝突した場合などで、記名被保険者またはそのご家族の方、ご契約のバイクに搭乗中の方が死亡されたまたは後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。※無保険車とは、対人賠償保険等の契約がない自動車・バイク等をいいます。

自損事故傷害特約（注） 運転者自身が起こした事故など自賠償保険等の補償の対象とならない事故によって、車両所有者の方やご契約のバイクに搭乗中の方が死傷した場合に、定額で保険金をお支払いします。

（注）人身傷害補償特約をセットされない場合には、搭乗者傷害保険および自損事故傷害特約が自動的にセットされます。
また、上記の保険金とは別に、補償種類によっては事故によって発生する様々な費用をカバーする費用保険金などを付随してお支払いします。費用保険金の詳細は、普通保険約款・特約の「費用」・「費用保険金」等の項目に記載しておりますのでご参照ください。なお、それら付随的な保険金を含め、お支払いする保険金については「<3>その他の事項 [9] お支払いする保険金とその額について」をご参照ください。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いできません。その他の保険金をお支払いできない主な場合については「<2>注意喚起情報 [6] 保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。

対人賠償保険	ご契約のバイクを運転中の方、その父母・配偶者・子が死傷した場合の損害 など
対物賠償保険	ご契約のバイクを運転中の方、その父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害 など
人身傷害補償特約 搭乗者傷害保険	酒気を帯びた状態等でお車を運転中に運転者本人が被った損害、闘争行為によりその本人に生じた損害 など

4. 補償される運転者の範囲について **Check!**

運転者年齢条件が適用される方（注1）のうち、ご契約のバイクを運転される最も若い方の年齢に応じて、運転者の年齢条件を設定いただけます。年齢条件を充たさない方が運転中の事故は保険金をお支払いできません。

年齢条件	運転者の年齢	20歳以下	21歳～25歳	26歳～29歳	30歳以上
年齢を問わず補償		○	○	○	○
21歳以上補償		×	○	○	○
26歳以上補償（注2）		×	×	○	○
30歳以上補償（注2）		×	×	×	○

○：補償されます ×：補償されません

（注1）運転者年齢条件が適用される方は下記（a）～（d）のとおりです。下記（a）～（d）以外の方（友人・知人、別居の親族、別居の未婚の子など）は、設定した運転者年齢条件にかかわらず補償されます。
（a）記名被保険者
（b）記名被保険者の配偶者
（c）記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
（d）（a）～（c）までのいずれかに該当する方の業務に従事する方の使用者
（注2）ご契約のバイクが原動機付自転車の場合は設定いただけません。

5. 示談交渉

賠償事故（対人・対物）が起きた場合には、当社は被保険者と相手方（被害者）との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。被保険者が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、被保険者のお申出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、被保険者のために当社が相手方との示談交渉を当社の費用によりお引き受けします。

【示談交渉を行うことができない場合】

- ・対人事故において、ご契約のバイクに自賠償保険等の契約が締結されていない場合
- ・対物事故において、被保険者が負担する損害賠償責任の額が対物保険金額を明らかに超える場合
- ・被保険者に賠償責任が発生しない被害事故の場合
- ・被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合
- ・相手方が当社との交渉に同意されない場合

6. 主な特約およびその概要

この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細については普通保険約款・特約でご確認ください。

搭乗中のみ補償特約（人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約）	重複	人身傷害補償特約にこの特約をセットすると、補償範囲がご契約のバイクに搭乗中の方のみに限定される＜搭乗中のみタイプ＞となり、保険料がお安くなります。これにより、お車やバイクを2台以上お持ちの方は、1台を除いてこの特約をセットすることで、ご契約のバイクに搭乗中以外の自動車事故について補償の重複を避けることができます。
弁護士費用補償特約（自動車事故弁護士費用等補償特約）	重複	記名被保険者もしくはそのご家族の方またはご契約のバイクに搭乗中の方が、バイクまたは自動車の事故で死亡された場合・後遺障害を被られた場合、ケガで入院もしくは通院された場合、またはそれらの方の所有、使用もしくは管理する財物に損害を被った場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる損害賠償請求費用（注）について、実際に負担された金額をお支払いします（ただし、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度）。また、法律相談費用についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。 （注）弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用等をいいます。
eサービス（証券不発行）特約（保険証券の不発行に関する特約）		この特約をセットすると、保険証券が発行されず保険料がお安くなります。

7. 保険期間

この保険の**保険期間**は原則1年間です。実際にご契約いただくお客様の**保険期間**につきましては、**申込書類**にてご確認ください。

8. 引受条件（保険金額等）

(1) 保険金額の設定について

保険金額の設定につきましては、補償種類ごとに金額を決めるものと、既に金額が決まっているものがあります。詳しくは当社お客様センターまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の**保険金額**につきましては、**申込書類**にてご確認ください。

(2) 引受条件

(A) 保険契約者について

次のいずれにも該当する方に限ります。

- ・日本国内にお住まいの個人の方
 - ・現在、所有・使用するバイク・お車のうち、保険を付けているバイク・お車の合計台数が今回ご契約されるバイクを含めて9台以下の方
- ※保険を付けているバイク・お車が10台以上になった場合は、解約等の手続きをしていただく場合があります。

(B) 記名被保険者の選定について

記名被保険者は対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害補償特約の**被保険者**の範囲等を決めるための重要な事項です。以下(a)～(d)の内、お申込み時に満18歳以上のご契約のバイクを日常主に運転される方をお選びください。(当社Webサイト経由での申込みは(a)～(c)のいずれかの場合に限りです。)

- (a) **保険契約者本人** (b) **保険契約者の配偶者** (c) **保険契約者** またはその**配偶者**の同居の**親族**、**保険契約者** またはその**配偶者**の別居の**未婚**の子
(d) その他、**保険契約者**の6親等以内の個人

(C) 対象のバイク（被保険自動車）について

二輪自動車・**原動機付自転車**が対象となります。ただし、主に以下の場合などはお引受けの対象外となります。

- ・改造バイク
- ・業務で使用するバイク
- ・総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪自動車（**前契約**が当社のご契約の場合のみお引き受けします。）

(D) バイクの所有者について

車検証、軽自動車届出済証または標識交付証明書等（以下「車検証等」といいます。）の所有者欄をご確認の上、**ご契約のバイク**の所有権を有する方のお名前を**申込書類**にご入力またはご記入ください。

※**所有権留保条項付売買契約**の場合、車検証等に記載されている所有者（自動車販売会社等）となります。

[2] 保険料

保険料は、適用される**ノンフリート等級・事故有係数適用期間**（ノンフリート等級別割引・割増制度）、バイクの種類、**記名被保険者**の年齢等によって決定されます。「<3>その他の事項」の【5】保険料の算出について、および【6】保険料の割引制度も併せてご参照ください。また、実際にご契約いただくお客様の**保険料**につきましては、**申込書類**にてご確認ください。

1. ノンフリート等級別割引・割増制度

契約台数が9台以下の**ノンフリート契約**には、**前契約**の保険事故の有無や件数等を**保険料**に反映させる**ノンフリート等級**別の割引・割増制度があります。この制度では保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の**ノンフリート等級**および**事故有係数適用期間**が決定されます。当社のバイク保険では1等級から20等級までの等級区分および「無事故」/「事故有」の区分により**保険料**が割引・割増される、この等級別料率制度を採用しています。割増率は、他の損害保険会社や、JA共済等当社の**ノンフリート等級別料率制度**と同様の制度を実施している所定の共済からも引き継ぐことができます。ただし、1つの**ノンフリート等級**は1つの契約にしか引き継ぐことはできません。また、自動車保険、ドライバー保険との間では、**ノンフリート等級**および**事故有係数適用期間**は、相互に引き継ぐことができません。詳しくは当社お客様センターまでお問い合わせください。

(1) 前契約がなく、初めてバイク保険をご契約される方

初めてご契約される場合は6等級となり、運転者年齢条件別の下表の割増率が適用されます。また、**事故有係数適用期間**は0年となります。

運転者年齢条件	年齢問わず補償(6(A)等級)	21歳以上補償(6(B)等級)	26歳以上補償(6(C)等級)	30歳以上補償(6(E)等級)
割増率	割増28%	割増3%	割引9%	割引9%

(注1) 本割増率は2014年4月1日現在の等級別料率制度における割増率であり、将来変更となる場合があります。

(注2) 一部の特約については、本割増率が適用されません。また、「無事故」/「事故有」の区分はありません。なお、実際にご契約いただくお客様の**保険料**は、本割増率に加え、その他の要素（「<3>その他の事項【5】保険料の算出について、【6】保険料の割引制度」ご参照）等により算出されます。

(2) 前契約のノンフリート等級を引き継ぎ、ご契約される方

下記【**ノンフリート等級の決定方法**】および【**事故有係数適用期間の決定方法**】により、継続契約の**ノンフリート等級**および**事故有係数適用期間**が決定されます(注)。**事故有係数適用期間**が0年となる場合は、下記<ノンフリート等級別割増率表>の「無事故」の割増率が適用され、**事故有係数適用期間**が1～6年となる場合は、その期間中は同表の「事故有」の割増率が適用されます。

(注) 継続手続後でも**ノンフリート等級**、**事故有係数適用期間**を修正する場合

次の場合には、継続手続後であっても**ノンフリート等級**、**事故有係数適用期間**を修正します。なお、**ノンフリート等級**、**事故有係数適用期間**の修正によって割増率が変更となる場合には、**保険料**を追加請求または返還しますので、ご了承ください。

- ・お見積り時の作成時以降や、ご契約締結から補償開始までの間に事故があった場合
- ・事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に**保険金**の支払対象事故ではないことが確定した場合（事故件数として数えません。）
- ・**前契約**の**保険期間**中に発生した事故のうち、その報告がされなかった事故について、通知および**保険金**請求を受けた場合（その事故を**前契約**の事故として取り扱います。）
- ・**前契約**が解除された場合 等

【ノンフリート等級の決定方法】

前契約の**満期日**または**解約日**の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、**前契約**の**保険期間**が1年のとき(注1)、継続契約の**ノンフリート等級**は次のとおり決定されます。

前契約の事故の区分(注2)	継続契約の ノンフリート等級
無事故/ノーカウント事故のみ	前契約 の等級から「1つ」上がります。
3等級ダウン事故/カウント事故	前契約 の等級から事故件数1件につき「3つ」下がります。

【事故有係数適用期間の決定方法(注3)】

前契約の**満期日**または**解約日**の翌日から7日以内に継続契約がある場合で、**前契約**の**保険期間**が1年のとき(注1)、継続契約の**事故有係数適用期間**は次のとおり決定されます。

- 前契約**に3等級ダウン事故が生じた場合は事故件数1件につき「3年」を、**前契約**の**事故有係数適用期間**に加算します。(注2)
- 保険期間**を満了するとともに、保険金をお支払いする事故の有無にかかわらず「1年」を減算します。ただし、**前契約**の**事故有係数適用期間**が0年の場合は「1年」を減算しません。
- 事故有係数適用期間**の上限は「6年」とし、下限は「0年」とします。

(注1) **前契約**の**保険期間**が1年以外のご契約の場合は、取扱いが異なります。

(注2) 事故の区分は後記【**等級別料率制度における事故の取扱い**】をご参照ください。

(注3) **前契約**が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済とのご契約の場合で、**前契約**より前のご契約が次の条件すべてを満たしているときは、**前契約**までを「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用しているものとみなして、継続契約の**事故有係数適用期間**が決定されます。

- 継続契約の**始期日**を含めて過去13ヶ月以内に**満期日**、**解約日**または**解除日**があること
- 「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用している保険会社または共済とのご契約であること
- 2013年4月1日以降を**始期日**とする契約であること

<ノンフリート等級別割増率表>

ノンフリート等級		割増																				
		1	2	3	4	5	6 _F	7 _F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増率(%)	無事故	始期日 2014年4月1日～2015年3月31日	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
		始期日 2015年4月1日～2016年3月31日	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
(注1)	事故有	始期日 2016年4月1日～	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
		始期日 2014年4月1日～	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

(注1) 本割増率は2014年4月1日現在の等級別料率制度における割増率であり、将来変更となる場合があります。

(注2) 一部の特約については、本割増率が適用されません。また、実際にご契約いただくお客様の**保険料**は、本割増率に加え、その他の要素（「<3>その他の事項【5】保険料の算出について、【6】保険料の割引制度」ご参照）等により算出されます。

緑色の文字の用語については、**保険用語のご説明**をご参照ください。

【等級別料率制度における事故の取扱い】

等級別料率制度において、**保険金**をお支払いする事故があった場合には事故内容により次の①～②の区分となります。

① 3等級ダウン事故 カウント事故（注）	下記の「②ノーカウント事故」に該当しない事故をいいます。 （注） 保険金 をお支払いする事故があった 前契約の始期日 が2013年4月1日以降の場合は「3等級ダウン事故」、2013年3月31日以前の場合は「カウント事故」となります。
②ノーカウント事故	搭乗者傷害保険、人身傷害補償特約、無保険車傷害特約、弁護士費用補償特約に係る 保険金 のみお支払いした事故をいいます。

ただし、**前契約**に車両保険がセットされており、次の(a)～(g)の原因による車両保険事故があった場合は、上記にかかわらず、**保険金**をお支払いする事故があった**前契約の始期日**に応じて、下表のとおり取扱いとなります。

前契約の始期日	事故の区分	ノンフリート等級の決定方法	事故有係数適用期間の決定方法等
2013年4月1日以降	1等級ダウン事故	前契約 の等級から事故件数1件につき「1つ」下がります。	事故件数1件につき「1年」を、 前契約の事故有係数適用期間 に加算します。 （※） 始期日 が2013年4月1日～2014年3月31日となるご契約の 事故有係数適用期間 は原則、 前契約 の事故の有無にかかわらず0年となりますが、次のいずれかに該当する場合には、 事故有係数適用期間 は1～6年となり、その期間中は<ノンフリート等級別割増引率表>の「事故有」の割増引率が適用されます。 ・1等級ダウン事故があったご契約を 保険期間 の途中で解約（解除された場合を含みます。）し新たに 前契約 といたく場合 ・1等級ダウン事故があった 保険期間 が1年未満のご契約を 前契約 として継続される場合
2011年7月1日～ 2013年3月31日	等級すえおき事故	前契約 の等級と同一となります。（ 前契約 の等級が6(A)、6(B)、6(C)、6(E)、6(G)の場合は6(F)等級、7(A)、7(B)、7(C)、7(E)、7(G)の場合は7(F)等級となります。）	前契約の事故有係数適用期間 への加算はありません。

2011年6月30日以前 当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

(a) 火災・爆発（飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。）

(b) 盗難、騒じょう、労働争議

(c) 台風、たつ巻、洪水、高潮

(d) 落書、いたずら（**ご契約のバイク**の運行によって生じたもの、他の自動車等との衝突・接触により生じたものを除きます。）

(e) 窓ガラス破損（飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。）（注）

（注）**前契約の始期日**が2011年7月1日～2013年3月31日のご契約の場合は、飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆、墜落によって生じた窓ガラス破損も「等級すえおき事故」として取り扱います。

(f) 飛来中または落下中の他物（飛び石、落石、ひょう等）との衝突

(g) その他偶然な事故によって生じた損害（他物との衝突・接触、転覆、墜落によるものを除きます。）

※ 1 対物超過修理費用補償特約については、対物事故により相手のお車の損害に対して**保険金**が支払われる場合に特約の**保険金**が支払われるため、事故のカウントを行いません。

※ 2 事故の種類・事故の内容については、損害保険各社により扱いが異なる場合があります。

※ 3 **前契約**に等級プロテクト特約がセットされていても、当社での事故件数の数え方には反映されません。

※ 4 対人事故のうち、被害者へのお見舞い金等の臨時費用のみお支払いした事故についてはノーカウント事故として取り扱います。

※ 5 事故連絡をいただいて、**保険金**がまだ支払われていない事故も含まれます。

< **ノンフリート等級**の引継ぎに関するご注意 >

(A) **前契約の記名被保険者**と今回のご契約の**記名被保険者**が異なる場合

下記(a)～(c)に該当する方以外に**記名被保険者**を設定する場合は**ノンフリート等級**を引き継ぐことができません。**ノンフリート等級**を引き継ぐことができない場合は、初めてご契約いただく場合と同じ取扱いとなり6等級が適用されます。

(a) **前契約の記名被保険者**

(b) **前契約の記名被保険者の配偶者**

(c) (a)または(b)と同居の**親族**

※ 1 (a)または(b)の別居の**未婚**の子や別居の**親族**などへは**ノンフリート等級**を引き継ぐことはできません。また、**前契約の記名被保険者**が法人の場合には、どなたにも**ノンフリート等級**を引き継ぐことができません。

※ 2 車検証上の所有者名が変更されずに**記名被保険者**が上記(a)～(c)以外の方に変更された場合、**前契約の満期日**または**解約日**から13ヶ月以内は、上記にかかわらず以下のとおりとします。

・新契約の**ノンフリート等級**が1～5等級になる場合に限り、**ノンフリート等級**の引継ぎを行います。

・新契約の**事故有係数適用期間**が1～6年になる場合に限り、**事故有係数適用期間**の引継ぎを行います。

(B) **前契約**があり、今回のご契約の**始期日**が、**前契約**の保険証券上に記載された**満期日**（**前契約**を解約・解除された場合は**前契約の解約日**・解除日）の翌日から起算して8日以上となる場合は、原則、**前契約のノンフリート等級**の引継ぎはできませんが、**前契約のノンフリート等級**（ご契約の**保険期間**中に事故があった場合は、事故内容、事故件数等により決定された**ノンフリート等級**とします。）が1～5等級または6(F)等級の場合は、**前契約の満期日**、**解約日**または**解除日**の翌日から13ヶ月以内の日を**始期日**とする継続契約に**前契約のノンフリート等級**が引き継がれます。（**前契約のノンフリート等級**が6(A)、6(B)、6(C)、6(E)、6(G)または7等級以上の場合は、6(F)等級となります。）

また、**前契約の事故有係数適用期間**が引き継がれます。（**前契約の保険期間**が1年の場合であっても、**事故有係数適用期間**の減算はありません。）

(C) **前契約**の保険証券上に記載された**満期日**と今回のご契約の**始期日**が異なる場合でも、今回のご契約の**始期日**が、**前契約**の保険証券上に記載された**満期日**（**前契約**を解約・解除された場合は**前契約の解約日**・解除日）の翌日から起算して7日以内の場合は、**前契約のノンフリート等級**および**事故有係数適用期間**の引継ぎを行います。

【3】保険料の払込方法

保険料の払込みは、「年払」と「月払」からご選択いただけます。払込方法は、クレジットカード払、コンビニエンスストア払および銀行振込があります。

※「月払」は当社Webサイトからのみ（払込方法はクレジットカード払のみ）お申し込みいただけます。なお、「月払保険料」のお支払い総額は「年払保険料の5%増」の金額となります。詳細は、「<3>その他の事項【3】保険料の払込方法」をご参照ください。

【4】満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

【5】解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、当社お客さまセンターにご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件等によって制限されていない限り、ご契約の**保険期間**のうち未経過であった期間の**保険料**を解約返戻金としてお支払いします。「<2>注意喚起情報【10】解約と解約返戻金」をご参照ください。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口および指定紛争解決機関

「<2>注意喚起情報」末尾の「保険会社等の相談・苦情・連絡窓口」および「指定紛争解決機関」をご参照ください。

＜2＞注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

[1] クーリングオフ

- ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。
- クーリングオフは、「保険証券兼領収証」（e サービス（証券不発行）特約がセットされている場合は、「保険引受のご案内」ハガキ）を受領された日から8日以内であれば行うことができます（これらの書面がお手元に届いていない場合は、当社お客様センターにお問い合わせ下さい）。ただし、既に**保険金**をお支払いする事由が生じているにも関わらず、それを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのクーリングオフの効力は生じません。
- クーリングオフの手続きは、下記宛必ず郵便（ハガキ）にてご連絡ください（お電話・FAX・メール等でお申出は出来ません）。

宛先	〒112-0004 東京都文京区後楽 1-5-3 三井ダイレクト損害保険株式会社 お客様センター宛
記載事項	クーリングオフする旨の記載/ご契約者の氏名（押印）、住所、連絡先電話番号/契約申込日/保険種類（バイク保険）/証券番号

返還口座について：**保険料**の返還につきましては、後ほどお届けいたします「変更届出書」にお振込み口座をご記入いただきます。ハガキへの記載は不要です。

クーリングオフされた場合には、既に払い込まれた**保険料**は、お返しいたします。また、当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、**始期日**（**始期日**以降に**保険料**（月払の場合は初回に払い込みいただく**保険料**）が払い込まれたときは、当社が**保険料**を受領した日）から解除日までの期間に相当する**保険料**を払い込みいただくことがあります。

[2] 告知義務など（契約締結時にご注意いただきたい事項） Check!

保険契約者または被保険者には、ご契約時に「**危険に関する重要な事項**」として当社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）について正確に告知いただく義務（告知義務）があります。告知事項は、**申込書類等**において「告知事項」または★印で表示しています。また、電話の際には、おたずねする項目が「告知事項」である旨ご説明します。告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除したり、**保険金**をお支払いできないことがありますので十分に**ご確認ください**。

※**バイクの用途・車種**や**前契約の事故の有無等**については十分ご注意ください。

[3] 通知義務など（契約締結後にご注意いただきたい事項）

1. 通知義務など Check!

- (1) **ご契約後、告知いただいた内容のうち、次に掲げる事項（通知事項）の変更がある場合には遅滞なく当社お客様センターにご通知ください。故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。**
- ・**ご契約のバイクの用途・車種、車両番号**（車両番号に準ずるものを含む。）（注1）
 - （注1）用途・車種の変更により、二輪自動車から二輪自動車以外、**原動機付自転車**から**原動機付自転車**以外に変更となり「対象となるバイクの入替範囲（注2）」を超える場合など、当社の引受範囲外となった場合にはご契約の解約等のお手続きをいただくこととなります。
 - （注2）詳しくは「＜3＞その他の事項【7】バイクの入替について」をご参照ください。
- (2) また、以下の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客様センターにご通知ください。ご通知や追加保険料の払込みがない場合、ご契約を解除したり、**保険金**をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ・**ご契約のバイク**と同一の**用途・車種**のバイクを新たに取得しバイクの入替をする場合や**ご契約のバイク**の廃車・譲渡・返還に伴い**ご契約のバイク**の所有者、**記名被保険者**またはそのご家族が既に所有するバイクと入替を行う場合（詳しくは「＜3＞その他の事項【7】バイクの入替について」をご参照ください。）
 - ・**ご契約のバイク**を譲渡する場合（このご契約に適用される**普通保険約款**および**特約**に関する権利および義務を譲渡する場合）
 - ・**記名被保険者**が変更になる場合
 - ・運転者年齢条件を変更する場合（ご契約の運転者年齢条件を充たさない方が運転される場合）
 - ・上記の他、**特約**の追加・削除等契約条件を変更する場合
- (3) 事故が発生した場合、事故発生の日時、場所、事故の概要を、直ちに当社事故受付センターにご通知ください。直ちにご通知いただけない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- (4) お引越等によりお申込み時にご記入いただいた住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客様センターにご通知ください。ご通知いただけない場合、重要なお知らせやご案内ができませんのでご注意ください。

2. ご契約内容の変更に関する留意事項

ご契約内容の変更に伴い**保険料**の追加が生じる場合、**追加保険料**は当社が指定する期日までに当社に払い込みください（「月払」の場合は未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割して払い込みいただけます）。期日までに**追加保険料**の払込みがない場合は、**保険金**をお支払いできないことがあります。また、ご契約内容の変更日はお申出の日以降となり、さかのぼっての変更・取消はできません。

※**通知事項【3】通知義務など 1. 通知義務など（1）に関する変更にあたっては、追加保険料の払込みがなければ、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約内容の変更日は、変更事由が発生した日となります。**

ご契約内容の変更に伴い**保険料**の追加・返還が生じる場合、追加保険料・返還保険料は短期率（注）と次の算式を用いて計算します。

追加保険料 = { (新条件による年間保険料) - (旧条件による年間保険料) } × 未だ経過していない期間に対応する短期率（注）

返還保険料 = { (旧条件による年間保険料) - (新条件による年間保険料) } × (1 - 既に経過した期間に対応する短期率（注）)

（注）短期率は下表のとおりです。なお、「月払」でご契約の場合は、月割を用います。

【短期率】

期間	7日迄	15日迄	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄	6ヶ月迄	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
短期率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

【月割】

期間	1ヶ月迄	2ヶ月迄	3ヶ月迄	4ヶ月迄	5ヶ月迄	6ヶ月迄	7ヶ月迄	8ヶ月迄	9ヶ月迄	10ヶ月迄	11ヶ月迄	12ヶ月迄
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

< 「月払」でご契約の場合のご注意 >

追加保険料・返還保険料は次の算式を用いて未だ経過していない期間に応じた分割回数により分割し、変更前の月払保険料から増額・減額します。

増額・減額となる**保険料** = (追加保険料または返還保険料) ÷ 未だ経過していない期間に応じた分割回数

※1 ご契約内容を変更され、**保険料**の追加が生じる場合で、**変更前の月払保険料に増額となる保険料を加えた額が30,000円超になるときは、未だ経過していない期間分の保険料を一括して払い込みいただけます。**

※2 **ご契約内容を変更され、保険料の返還が生じる場合で、変更前の月払保険料から減額となる保険料を差し引いた額がマイナスになるときは、変更前の保険料の残りの期間分を一旦、一括して払い込みいただいた後、返還保険料を一括して返還します。**

※3 **ご契約内容を変更され保険料の追加が生じる場合で、かつ、ご契約内容の変更日から変更後の月払保険料をいただくまでの間に保険金をお支払いする事故が生じたときは、クレジットカード会社に対して、クレジットカードの利用限度額および有効性について確認させていただくことがあります。**この場合において、**確認がとれないときは、保険金をお支払いできないことがあります。**

3. ご契約が満期になった場合の留意事項

当社のバイク保険は1年毎に契約を更新いただく契約方式となります。ご契約期間中の事故回数や、その結果に基づき決定される翌年度の**ノンフリート等級**などによっては次回のご契約のお引受け内容が制限される場合、またはお引受けできない場合があります。

[4] 契約の中断制度

バイクを廃車・一時抹消登録もしくは譲渡した、または海外転勤等で海外に出国することになった等の理由により、ご契約を解約する場合または満期時に継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、後日、新たなご契約において、中断されるご契約における保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、所定の**ノンフリート等級**および**事故有係数適用期間**が決定される「中断制度」があります。詳しくは当社お客様センターまでお問い合わせください。なお、ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）から13ヶ月以上ご連絡がない場合には、この制度をご利用できません。また、海外に出国する場合で、出国日が中断日から6ヶ月を超えるときは、この制度をご利用できませんのでご注意ください。

中断制度	中断証明書発行の主な条件	中断後の新たなご契約の主な内容
国内中断 ご契約のバイクを長期間手放すために一時的にご契約を中断する場合	A) 中断後の新たなご契約の等級（次回適用する ノンフリート等級 ）（注1）が7～20等級であること B) 中断されるご契約の 満期日 または 解約日 までに ご契約のバイク が廃車、譲渡または貸主に返還（注2）されていること、または、車検満了時に継続検査を受けず、中断されるご契約の 満期日 または 解約日 において車検証が効力を失っていること。	始期日 が契約の中断日の翌日から10年以内、かつご契約されるバイクが新規取得バイクであり、その登録日の翌日から1年以内であること。

海外中断 記名被保険者の海外渡航により一時的にご契約を中断する場合	A) 中断後の新たなご契約の等級（次回適用する ノンフリート等級 ）（注1）が7～20等級であること	始期日が記名被保険者の出国日の翌日から10年以内、かつ帰国日の翌日から1年を経過した日以前であること。
	B) 記名被保険者の海外への出国日が、中断されるご契約の 満期日 または 解約日 から6ヶ月以内の日であること。	
	C) 記名被保険者が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であること	

（注1）次の等級をいいます。（保険期間が1年のご契約の場合）

・ 中断されるご契約の保険期間中に事故がなかった場合は、中断されるご契約の**ノンフリート等級**から1つ上がった等級（中断後の新たなご契約の**事故有係数適用期間**は、中断されるご契約の**事故有係数適用期間**から「1年」減算されます。）。ただし、中断されるご契約の**始期日**から中断日までの期間が1年未満の場合は、中断されるご契約と同一の等級とします（中断後の新たなご契約の**事故有係数適用期間**は、中断されるご契約の**事故有係数適用期間**と同一の**事故有係数適用期間**となります。）。

・ 中断されるご契約の保険期間中に事故があった場合は、「ノンフリート等級別割引・割増制度」における【**ノンフリート等級**の決定方法】により決定された等級（中断後の新たなご契約の**事故有係数適用期間**は、「ノンフリート等級別割引・割増制度」における【**事故有係数適用期間**の決定方法】により決定された**事故有係数適用期間**となります。）。「≦1」契約概要【2】保険料1. ノンフリート等級別割引・割増制度」をご参照ください。

（注2）貸主に返還とは、1年以上を期間とする借付契約により借入れたリースカーについてリース業者（リース契約に基づき、自動車を有償で貸渡すことを業としている者をいいます。）に返還することをいいます。

※中断される**ご契約のバイク**と同一の**用途・車種**に限ります。詳細につきましては当社お客様センターまでお問い合わせください。

【5】責任開始期

保険責任は、**保険期間**の初日の午後4時（**申込書類等**にこれと異なる時刻が表示または記載されている場合にはその時刻）に始まります。**保険料**（月払の場合は、初回に払い込みいただく**保険料**）は、ご契約と同時に払い込みください。**保険期間が始まった後であっても、当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金をお支払いできません。**

【6】保険金をお支払いできない主な場合

Check!

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては**保険金をお支払いできません**。なお、詳細は**普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。**

	契約者または 被保険者 の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	台風・洪水・高潮による損害または傷害	配偶者・父母・子に対する損害賠償	受託物に関する損害賠償
賠償	対人賠償保険	×	○	×	—
	対物賠償保険	×	○	×	×
傷害	人身傷害補償特約	△	△	○	—
	搭乗者傷害保険	△	△	○	—
	無保険車傷害特約	△	△	×	—
	自損事故傷害特約	△	△	○	—
	弁護士費用補償特約	△	△	×	—

○：保険金をお支払いします。×：保険金をお支払いできません。△：その**被保険者**本人の損害または傷害についてはお支払いできません。—：対人賠償の対象外です。（注）重大な過失により生じた事故による損害については**保険金をお支払いします**。

※1 対物賠償保険の**保険金**が支払われない場合は対物超過修理費用補償特約について**保険金をお支払いできません**。

※2 各傷害保険において、その**被保険者**の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては**保険金をお支払いできません**。

※3 上表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、**保険金をお支払いできません**。

(a) レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害

(b) **危険物**を業務として積載、または**危険物**を業務として積載した被牽引自動車牽引することにより生じた損害または傷害

(c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害

(d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害

【7】重大事由による解除

次の場合は、ご契約を解除し、**保険金をお支払いできない**ことがあります。

(A) 当社に**保険金**を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合。

(B) **保険金**の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。

(C) 暴力団関係者その他の反社会的勢力（注）に該当すると認められた場合等。

(D) 上記のほか、(A)～(C)と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

【8】補償される運転者の範囲について

「≦1」契約概要【1】商品の仕組みおよび引受条件等 4. 補償される運転者の範囲について」をご参照ください。

【9】保険料の払込み猶予期間等の取扱い

Check!

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の**保険料**は毎月の払込期日までに払い込みください。**第2回目以降の保険料の払込期日の翌月末日までにその保険料の払込みがない場合には、その払込期日の翌日以降に生じた事故については保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除させていただくことがあります。**

【10】解約と解約返戻金

ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社お客様センターにお申し出ください。解約の条件によって**保険料**を返還、または未払保険料をご請求させていただくことがあります。また、返還される**保険料**があっても多くの場合お客様にとって不利な取扱い（注）になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳しくは当社お客様センターまでお問い合わせください。

（注）解約に伴う返還保険料は、ご契約の**保険料**から既に経過している期間に対する短期率（「【3】通知義務など 2. ご契約内容の変更に関する留意事項」をご参照ください。）を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、ご契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還する**保険料**はありません。

【11】保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した**保険金**、解約に伴う返還保険料等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。損害保険業界では、お客さまを保護する制度として、損害保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）を設立し、当社もこの制度に加入しております。

自動車保険（バイク保険）は、保護機構の補償制度の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、**保険金**や解約に伴う返還保険料等は80%まで補償されます。ただし、破綻時から3ヶ月以内に発生した事故による**保険金**は100%補償されます。詳しくは当社お客様センターにお問い合わせください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

○ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、当社「お客様センター」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-405（受付時間：平日 午前9時～午後10時、土・日・祝日 午前9時～午後6時）

○事故が起こった場合には、当社「事故受付センター」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-258-312（24時間365日対応）

○保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、当社「お客様相談デスク」へご連絡ください。

連絡先電話番号 0120-312-770（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808【ナビダイヤル】（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

<< 3 >> その他の事項

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みください。

[1] ご契約のお手続きについて

1. 当社Webサイトからのご契約手続き

当社Webサイトからご契約手続きいただく、インターネット契約割引により保険料を割り引きます。【[6] 保険料の割引制度 1. インターネット契約割引をご参照ください。】ただし、以下に該当する場合は当社Webサイトからのご契約手続きができませんので、申込書兼確認書またはお電話によるご契約手続きをお願いします。なお、契約締結後、以下に該当する事実が判明した場合はインターネット契約割引も適用なりません。

2. 申込書兼確認書またはお電話によるご契約手続き

当社Webサイト以外のご契約手続きにつきましては以下のとおりとなります。

[2] ご契約のお手続きの際にご確認いただきたい事項

申込書類等の入力または記載内容について誤りがないかご確認ください。お申し出いただいた内容が事実と異なる場合は、保険料が変更となる場合がありますので必ずご連絡ください。ご契約締結後、誤りが判明した場合は始期日にさかのぼり保険料を追加、返還させていただきます。

[3] 保険料の払込方法

1. 保険料の払込方法は、「年払」と「月払」があります。

	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	銀行振込(注)
年払	○	○	○
月払	○	×	×

(注) 当社Webサイトからお申込みの場合、ジャパンネット銀行(契約者ご本人名義口座)のみとなります。

払込方法	領収日
クレジットカード払	カード利用の承認がなされた日
コンビニエンスストア払	コンビニエンスストアでお客さまが払込みを行った日
銀行振込	当社銀行口座に着金した日

(2) 「月払」でご契約の場合

払込方法	初回(お申込み時) 領収日	2回目以降 領収日
クレジットカード払	払い込みいただく保険料	払い込みいただく保険料

初回(お申込み時) 領収日	2回目以降 領収日	月払保険料
初めてバイク保険をご契約される方(10回払)	月払保険料の3ヶ月分	始期月(注1)の翌々月以降(9回)、保険料を払い込みいただく月の末日(保険料払込期日)
現在他社でご契約されている方(11回払)	月払保険料の2ヶ月分	始期月(注1)の翌月以降(10回)、保険料を払い込みいただく月の末日(保険料払込期日)
現在当社でご契約されている方(12回払)(注2)	月払保険料	始期月(注1)以降(11回)、保険料を払い込みいただく月の末日(保険料払込期日)
上記以外の場合(11回払)	月払保険料の2ヶ月分	始期月(注1)の翌月以降(10回)、保険料を払い込みいただく月の末日(保険料払込期日)

(注1) 始期月は、始期日の属する月をいいます。(注2) 前々月の末日にお申し込みいただいた場合は11回払となります。

[4] 契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認について

ノンフリート等級の適正な引継ぎを行うために、ノンフリート等級制度に参加している保険会社等の間で前契約の記名被保険者・保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・事故件数等を確認させていただきます。ただし、現在の制度では当社でご契約いただく前に、前契約のそれらの項目を確認することができず、確認のために保険期間の開始後4ヶ月程度の時間がかかる場合があります。

[5] 保険料の算出について

当社のバイク保険では、適用されるノンフリート等級・事故有係数適用期間、バイクの種類のほか、ご契約のバイクの用途・車種が、二輪自動車で、かつ運転者年齢条件が26歳以上補償または30歳以上補償の場合、始期日における記名被保険者の年齢に応じて保険料を算出しています。

[6] 保険料の割引制度

1. インターネット契約割引

当社Webサイトからお申込み・ご契約いただいた場合に保険料を3,000円(月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)割り引きます。

2. eサービス(証券不発行)割引

当社Webサイトからお申込み・ご契約いただく際にeサービス(証券不発行)特約をセットされ、保険証券の発行を請求されない場合に、保険料を500円(月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)割り引きます。

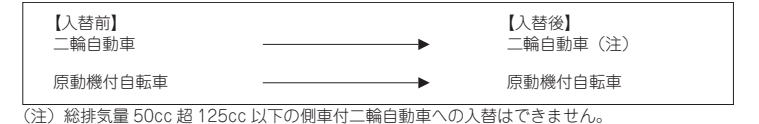
3. ご紹介割引

当社の自動車保険またはバイク保険のご契約者等からご紹介いただいた方が、申込書兼確認書(注1)またはお電話でお手続きいただいた場合(注2)において所定の要件を充たすとき、初年度に限り、保険料を2,000円(月払の場合は、この割引を適用した金額を基準として、月払保険料を計算します。)割り引きます。

[7] バイクの入替について

新たにバイクを取得された場合や、ご契約のバイクを廃車・譲渡・返還された場合に他に所有するバイクがあるときは、ご契約のバイクの入替が可能です。ただし、入替の対象となるのは、下記(1)または(2)のバイクです。

- (1) 以下のいずれかに該当する方が新たに取得したバイク
 - (A) 入替前のバイクの所有者
 - (B) 入替前のご契約の記名被保険者
 - (C) 入替前のご契約の記名被保険者の配偶者
 - (D) 入替前のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族なお、「取得」に関しては所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含みます。
- (2) 入替前のバイクが廃車、譲渡または返還され、その時点で上記(1)の(A)～(D)のいずれかに該当する方が所有(所有権留保条項付売買契約による購入やリース契約による借入れを含みます。)するバイク



[8] 補償の重複について Check!

本保険のご契約にあたり、以下の補償については、補償内容が同様の保険契約が他にあるときは、補償の一部重複が生じることがあります。つきましては、以下の補償のセットをご検討される場合は、他のご契約との補償内容の差異や保険金額等をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 人身傷害補償特約

ご契約のバイク以外のバイク・お車をお持ちの場合で、そのバイクの保険にも人身傷害補償特約等をセットされているときなどは、この人身傷害補償特約と補償の重複が生じることがありますのでご注意ください。

2. 弁護士費用補償特約

ご契約のバイク以外のバイク・お車をお持ちの場合で、そのバイク・お車の保険にも弁護士費用補償特約をセットされているときなどは補償の重複が生じることがありますのでご注意ください。

[9] お支払いする保険金とその額について

詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

保険・特約の名称	補償の内容
対人賠償保険 ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、ご契約のバイクに搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方1名ごとに自賠償保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します(注1)。万一の場合に備え、補償は「保険金額無制限」で引受となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。
対物賠償保険 ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故により、他人の車やバイク・建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します(注1)。

(注1) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。

人身傷害補償特約 「一般タイプ」	記名被保険者またはそのご家族の方、あるいはご契約のバイクに搭乗中の方がバイクまたは自動車の事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方(またはその父母・配偶者・子)が被る損害について、実損害額(傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益)ご自身の損害賠償額)の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害補償特約損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。「一般タイプ」の場合、補償の範囲がご契約のバイクに搭乗中の方のみに限られます。
搭乗者傷害保険 ※人身傷害補償特約をセットされない場合は、搭乗者傷害保険が自動的にセットされます。	ご契約のバイクに搭乗中の方がバイクの事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。
医療保険金	治療中または早期に保険金をお支払いし一律1万円を、当座の費用としてご利用いただけます。
無保険車傷害特約 ※自動セット	無保険車との自動車事故で、記名被保険者もしくはそのご家族の方またはご契約のバイクに搭乗中の方が、死亡された場合または後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠償保険等から支払われるべき額を超過する損害について、被保険者ごとに2億円を限度に補償します。 ※無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等自動車・バイク等をいいます。

緑色の文字の用語については、保険用語のご説明をご参照ください。

